

別表 3

水質管理目標設定項目

No.	項 目	目 標 値	検査頻度
			1回/年
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	○
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下（暫定）	○
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	○
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	○
5	トルエン	0.4mg/L以下	○
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	○
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	○
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	○
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L（暫定）	○
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	○
11	農薬類	1以下	○
12	残留塩素	1mg/L以下	○
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	○
14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	○
15	遊離炭酸	20mg/L以下	○
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	○
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	○
18	有機物等（KMnO4消費量）	3mg/L以下	○
19	臭気強度（TON）	3以下	○
20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	○
21	濁度	1度以下	○
22	pH値	7.5程度	○
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	○
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）	○
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	○
26	アルミニウム及びその他化合物	アルミニウムに関して、0.1mg/L以下	○
27	PFOS及びPFOA ※	PFOS,PFOAの量の和として0.00005mg/L以下（暫定）	○

大仙市では、玉川浄水場の原水（地下水）が「秋田県水質管理計画」に基づき、監視地点と設定されており、上記水質管理目標設定項目（水質管理上必要と判断した項目）の検査を行います。

- ・ 農薬類の検査は散布時期等を考慮して浄水施設の原水（入口）で行い、検査する期間を5月～9月とし、除草剤、殺虫剤、殺菌剤について検査します。
- ・ 雄物川表流水は、環境基準項目の検査も行っております。
- ・ クリプトスポリジウム等耐塩素性病原微生物の指標菌として大腸菌及び嫌気性芽胞菌検査を、浄水施設の原水（入口）及び出口で実施します。

※ PFOS＝ペルフルオロオクタンスルホン
PFOA＝ペルフルオロオクタン酸